

医療的ケア児支援センター等の状況について

令和4年度 医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議

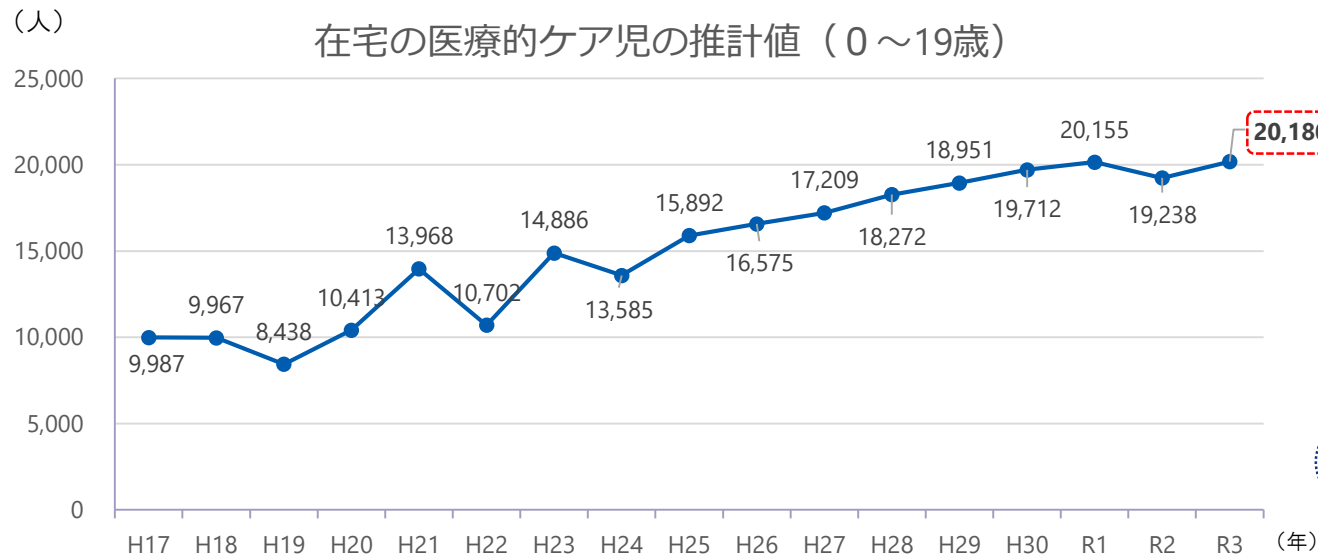
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 障害児・発達障害者支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人〈推計〉である。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽喉頭エアウェイの管理、酸素療法、
ネブライザーの管理、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿 等

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター （都道府県）

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



管内の情報の集約

●家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの**様々な相談に総合的に対応**。
（相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関を繋ぎ、検討体制を整える等）。
- ▶ 家族等への**地域の活用可能な資源の紹介**を行う。

等

●関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族の**ニーズの地域への共有**を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の**情報収集・発信**を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の**研修を実施**する。
- ▶ 地域の関係機関からの**専門性の高い相談に対する助言等**を行う。

等

- ・調整困難事例の相談
- ・地域の医療的ケア児の状況の共有

市町村等（地域の支援の現場）

障害者就業・生活支援センター
ハローワーク 等



訪問看護ステーション



医療機関



障害児通所支援事業所



医療的ケア児やその家族を支援
する多職種による連携体制の構築



学校



保育所・幼稚園



相談支援事業所



支援の実施

医療的ケアのある
子どもとその家族



センター設置に
より相談先が
明確化。

どこに相談すれば
良いか分か
らない。。



- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・（年齢によっては就労）が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

1. 法第14条の立法趣旨

（略）

医療的ケア児の支援については、その専門性等から、個々の制度の相談窓口だけで適切な支援に繋げることが難しい場合があり、医療的ケア児の家族にとっては、様々なニーズについて、どこに相談をすれば適切な支援に繋がるのかが分かりにくいという課題があった。また、医療的ケア児の支援に当たっては、地域の医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関が連携して支援に当たることが重要であるが、必ずしもこうした連携が円滑に行われているとは限らない状況があった。

そこで、法では、都道府県及び支援センター（以下「支援センター等」という。）が、

- ・ 医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になること、
- ・ どこに相談をすれば良いか分からない状況にある医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応すること、
- ・ 医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たすこと

を期待して、法第14条の規定が定められたところである。

なお、法第14条は、以下のとおり、「都道府県知事は、（略）「医療的ケア児支援センター」（略）に行わせ、又は、自ら行うことができる」と、いわゆる「できる規定」として定められたものであり、支援センターの設置を義務づけているものではない。しかしながら、上記に示したような立法趣旨に鑑み、できる限り多くの都道府県において支援センターが設置されることが期待されている。

また、法では、支援センターとしての施設設備・人員基準要件等は定めておらず、そのあり方が制限されるものではないが、立法趣旨に鑑みると、以下に示す内容を踏まえて設置することが望ましいと考えられる。

4. 支援センター業務の具体的な内容等

（1）医療的ケア児等からの相談への助言等（法第14条第1項第1号）

支援センター等は、上記のとおり、どこに相談すれば良いか分からない状況にある医療的ケア児等からの様々な相談について、**まずしっかりと受け止めた上で、関係機関と連携して総合的に対応することが期待される。**具体的には、相談内容に応じて、**地域において活用可能な社会資源（施策）等の情報を提供しつつ、適切な関係機関を紹介するほか、関係機関等のうち複数の機関との調整を要するような相談内容については、（3）に記載する、関係機関等への連絡・調整を行い、切れ目のない相談・援助に努める。**

なお、関係機関等としては、具体的に以下のような機関が想定される（以下はあくまで例示であり、個々の相談内容に応じてこれら以外の機関や市町村とも調整を行う必要がある点に留意すること）。

- ・ 医療：地域において医療的ケア児への対応に中核的な役割を担っている病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション 等
- ・ 保健：保健所、保健センター 等
- ・ 福祉：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、児童発達支援センター、その他の障害児通所支援事業所、保育所 等
- ・ 教育：教育委員会、小学校、中学校、高校、特別支援学校 等
- ・ 労働：**ハローワーク、障害者就業・生活支援センター 等**

こうした相談者に対する的確な情報提供や、関係機関等との適切な連携を行っていくため、支援センターを設置したら、速やかに、（都道府県と協力しつつ）①広報誌等を活用した支援センター設置の広報、②管内の医療的ケア児に係る社会資源（施策）等の情報収集、③関係機関等との顔合わせ等を進めていくことが必要と考えられる。

※ 厚生労働省職業安定局(首席職業指導官室長補佐、障害者雇用対策課長補佐)及び厚生労働省人材開発統括官(若年者・キャリア形成支援担当参事官室長補佐) 発、各都道府県労働局職業安定部長 宛

(略)

下記についてご了知いただき、都道府県や支援センターから安定所に医療的ケア児等の就労に関する相談があった際には、連携を図っていただくようお願いします。

記

1. 医療的ケア児支援センターについて

法第14条では、支援センター(都道府県が自ら支援センター業務を行う場合も含む。)は、医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になるところとして、医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多数の機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たす機関です。

支援センターの支援対象者は、上記のとおり、医療的ケア児等となりますが、法の附帯決議において、医療的ケア児が成人となった後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることも重要であることが指摘されており、「18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者」を含むこととされています。

また、支援センターの設置については、都道府県管内の医療的ケア児の数等、都道府県の実情に応じて、複数の支援センターを設置することが可能とされています。

2. 安定所における留意事項

安定所においては、管轄地域等の支援センター(都道府県が自ら支援センター業務を行う場合も含む。)から、当該センターの支援対象者の就労に関する相談に対応するよう依頼があった際には、医療的ケア児等が必要とする支援の内容や医療的ケア児等の心身の状況に応じて、適切な窓口で対応していただくようお願いします。

なお、新たに設置された支援センターにおいては、安定所を含む関係機関等との顔合わせ等を進めることが必要とされているため、安定所においても、日頃より、**連携の関係構築に努めていただくようお願いします。**

以上

4. 支援センター業務の具体的な内容等

（４）地域のコーディネーターが行う相談・助言等との関係

医療的ケア児等からの相談に対して適切な社会資源（施策）を紹介したり、必要に応じて管内の関係機関等との調整等を行うことは、**従来から地域のコーディネーターにより行われてきた地域もある。**

法で、医療的ケア児等からの様々な相談について総合的に対応する窓口を**都道府県が設置できることとした立法趣旨は前述のとおりであるが、このことは、市町村等において、医療的ケア児等からの相談対応を行わないこととしたものではなく、市町村等においても、引き続き、各制度の相談窓口や、医療的ケア児等の相談に係る一元的な窓口において、適切に対応することが求められる点に留意いただきたい。**

また、複数の関係機関等との調整が必要な場合や、調整が困難なケースへの対応に当たっては、都道府県又は支援センターの助言等を受けつつも、最終的には市町村を始め地域の関係機関等に事案を引き継ぐことが求められるため、市町村においても、引き続き、医療的ケア児等コーディネーターを配置するなどして、医療的ケア児等に必要な支援に繋がるような体制整備を進める必要がある点に留意いただきたい。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について（令和3年8月31日（事務連絡））（抄）④

1. 法第14条の立法趣旨

2. 支援センターの設置等

(1) 支援センター等が行う業務の範囲等

- ① 業務の範囲
- ② 設置箇所
- ③ 支援センターの名称

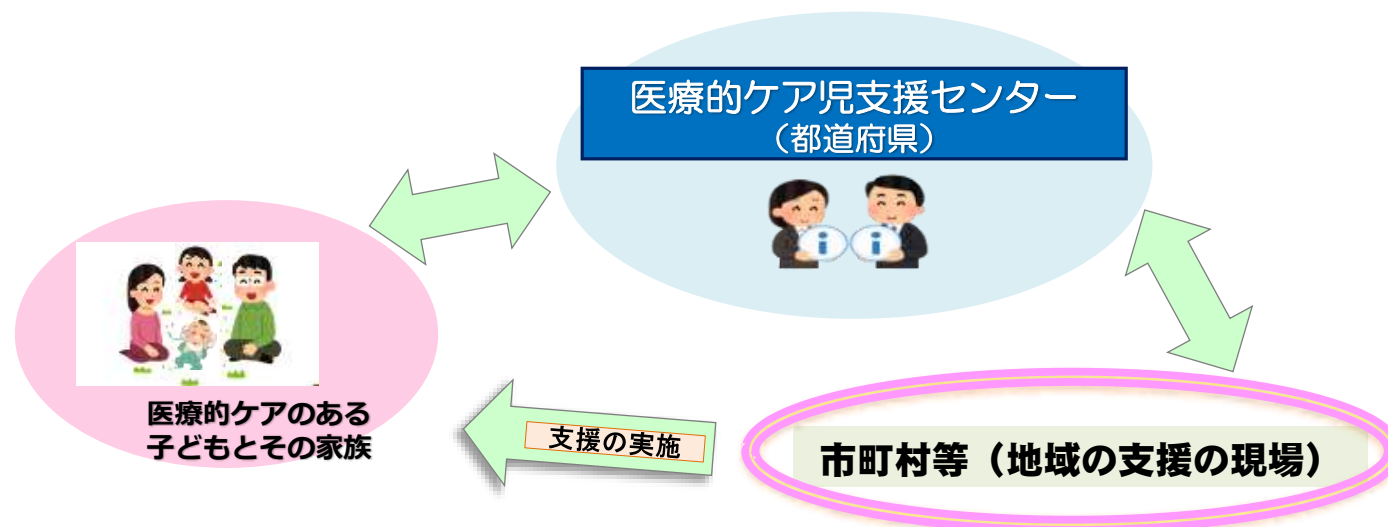
(2) 支援センターの指定等

- ① 指定に際しての留意点
 - ア 配置する職員について
 - イ 運営時間
- ② 指定後の都道府県の関与
- ③ 指定手続き

3. 対象者

4. 支援センター業務の具体的な内容等

- (1) 医療的ケア児等からの相談への助言等（法第14条第1項第1号）
- (2) 関係機関等並びにこれに従事する者への情報提供及び研修（法第14条第1項第2号）
 - ① 情報提供について
 - ② 研修について
- (3) 関係機関等との連絡調整（法第14条第1項第3号）
 - ① 個々のケースに係る連絡調整
 - ② 地域の医療的ケア児支援の状況等に係る連絡調整
- (4) 地域のコーディネーターが行う相談・助言等との関係



令和4年度障害者総合福祉推進事業「医療的ケア児支援センターの地域支援機能、活動状況等に関する実態調査及び医療的ケア児者支援に係る訪問看護ステーション等による連携等に関する調査研究」に係る
＜医療的ケア児支援センターに関する調査＞について

＜実施事業者：PwCコンサルティング合同会社＞

調査研究の目的

令和3年9月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、都道府県における医療的ケア児支援センター設置の推進及び医療的ケア児及びその家族からの相談を受け、適切な支援に繋げる活動の充実や体制の整備を目的として、実態を調査し把握するとともに、都道府県等が地域の実情にあわせて支援する活動の改善や充実に向けた検討に資する自己点検シートを作成する。

実態調査の概要

○調査研究に当たり、有識者等からなる検討委員会(右表)を設置し、助言を得た。 ＜検討委員会 委員一覧＞ ○座長 （敬称略）

【調査期間】令和4年8月16日～8月30日

【調査対象】①都道府県

②医療的ケア児支援センター59か所（令和4年8月時点
設置済の49か所及び令和4年度内設置予定の10か所）

【調査内容】①都道府県（医療的ケア児支援センター設置状況等）

②医療的ケア児支援センター（医療的ケア児等への相談
対応状況・関係機関等への情報提供・地域の状況等）

【調査結果】回収率100%

医療的ケア児支援センターは、令和4年度中に36都道府県が設置し、令和4年度末時点で42都道府県が設置する予定である。その活動は、医療的ケア児等への専門的な相談対応、関係機関等への情報提供・研修、管内の支援状況の把握、連絡調整の取組等を実施（検討）している。

阿部 智子	訪問看護ステーションけせら 統括部長 全国訪問看護事業協会 常務理事
荒木 暁子	東邦大学看護学部小児看護学研究室 教授
今出 浩彦	奈良県福祉医療部障害福祉課 課長補佐
緒方 健一	おがた小児科・内科 医療型短期入所施設「かぼちゃんクラブ」理事長
亀井 智泉	長野県医療的ケア児等支援センター 副センター長
児玉 哲寛	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 企画調整担当課長
島 優子	社会福祉法人愛恵会相談支援事業所こだま 松阪市障がい児・者総合相談センター マーベル管理者
高橋 昭彦	ひばりクリニック院長 特定非営利活動法人うりずん理事長 栃木県医療的ケア児等支援センター（くくるん）センター長
○田村 正徳	埼玉医科大学総合医療センター小児科名誉教授兼客員教授 佐久大学PCAN大学院 客員教授
遠山 裕湖	宮城県医療的ケア児等相談支援センター（ちるふあ） センター長
新國 洋子	茨城県つくば市福祉部 障害福祉課 保健師
福満 美穂子	特定非営利活動法人なかのドリーム理事
村山 真一	高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 チーフ（障害児支援担当）
築田 陽子	青森県健康福祉部障害福祉課 社会参加推進グループマネージャー

なお、当該調査結果については令和4年9月時点の速報値であり、詳細等は令和4年度末の事業報告書を確認いただきたい。

医療的ケア児支援センターに関する都道府県調査結果①

～令和4年8月末時点の速報値～

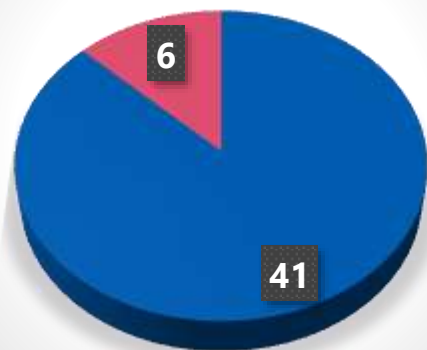
○医療的ケア児数の把握について、41都道府県が直近3年以内に実施している。

○医療的ケア児支援センターについて、2022年8月末時点で34道府県が設置、2022年度内に8都県が設置予定で、その42都道府県の開設時期は2022年度中が36都道府県、1か所に集約し運営しているのは37道府県である。

①医療的ケア児数の把握

(直近3年以内)

■ している
■ しておらず、今後把握予定

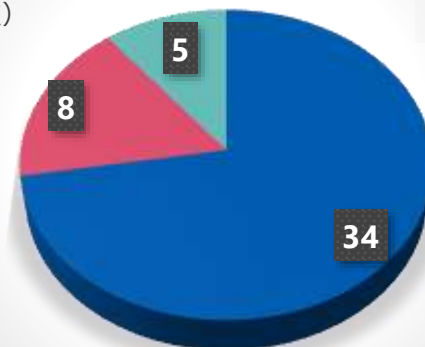


(n=47)

②医療的ケア児支援センターの設置

(2022年8月末時点)

■ している
■ 2022年度内に予定
■ 2023年度以降に予定

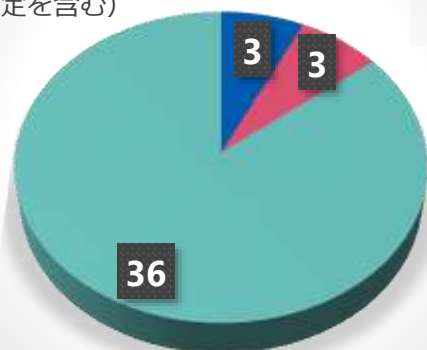


(n=47)

③医療的ケア児支援センターの開設

(2022年度内設置予定を含む)

■ 2020年度以前
■ 2021年度
■ 2022年度

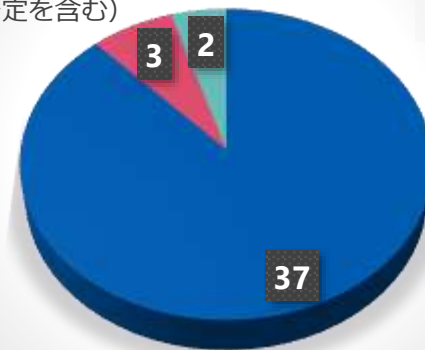


(n=42)

④医療的ケア児支援センターの数

(2022年度内設置予定を含む)

■ 1ヶ所
■ 2～3ヶ所
■ 7～8ヶ所



(n=42)

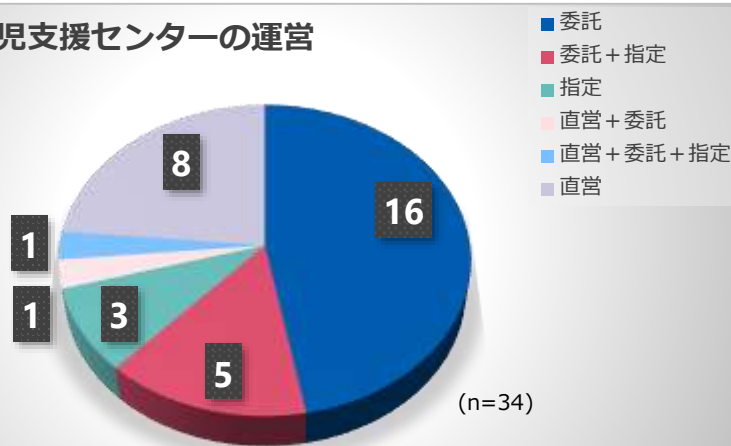
医療的ケア児支援センターに関する都道府県調査結果②

～令和4年8月末時点の速報値～

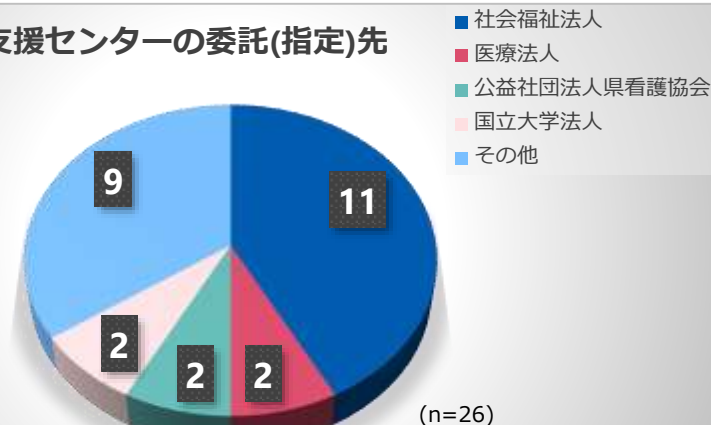
○2022年8月末時点で、34道府県が設置している医療的ケア児支援センターについて、委託での実施が最も多い。

○委託(指定)先について、社会福祉法人が最も多く、次いで医療法人、公益社団法人、国立大学法人となっている。

①医療的ケア児支援センターの運営



②医療的ケア児支援センターの委託(指定)先



医療的ケア児支援センターの設置にあたって工夫したこと（主なものを抜粋）

- ・ 設置前に、県事業により、関係機関に対する間接支援や調整等のニーズがあることを数として把握していたため、医療的ケア児支援センター設置ができる規定ではあるものの、財政当局の理解が得られやすかった。
- ・ 設置前に、県内の福祉圏域毎に、医療的ケア児支援センター職員、行政機関、医療機関、事業所等と意見交換を行い、連携方法の確認や地域の課題の共有を図ることができた。
- ・ 地域における支援実績を考慮して委託先を選定し、支援経験を積んだ職員をセンター職員として配置した。
- ・ 医療的ケア児支援センターが利用者にとって利用しやすく、真に求められる支援が可能となるよう、医療機関、事業所、家族会等と情報交換を行っている。

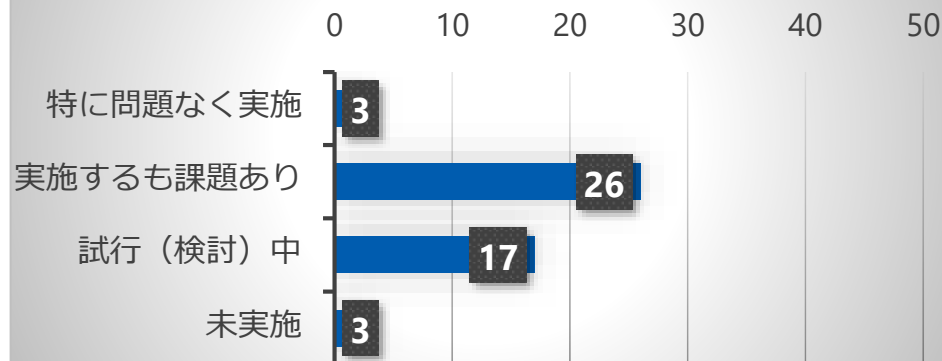
医療的ケア児支援センターに関する調査結果 ①専門的な相談対応等

～令和4年8月末時点で開設している医療的ケア児支援センター49か所（34道府県）の速報値～

○医療的ケア児等への専門的な相談対応にあたって、必要に応じて関係機関等について都道府県・市町村と情報共有を行い、その活動について関係機関等に周知している医療的ケア児センターは約8割である。

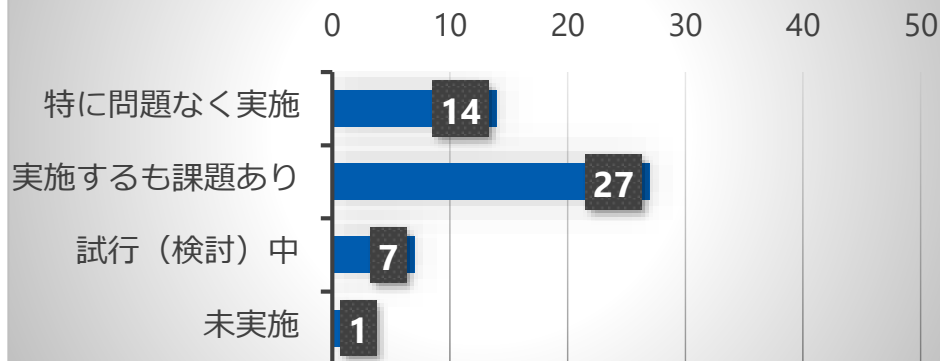
①活用可能な社会資源等の把握等の管理

(n=49)



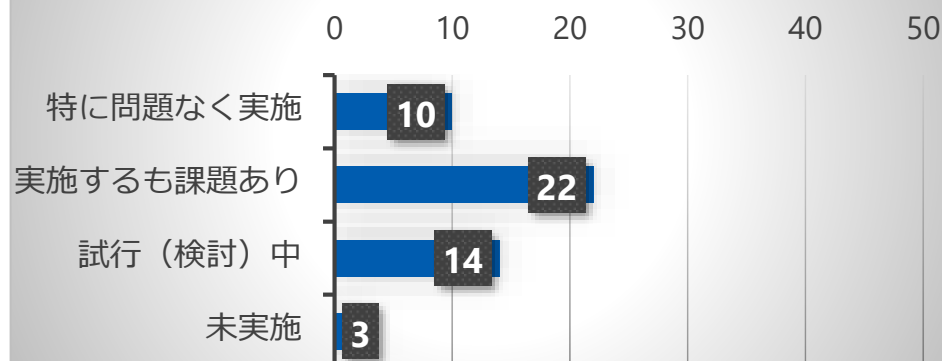
②必要に応じて関係機関等を自治体と情報共有

(n=49)



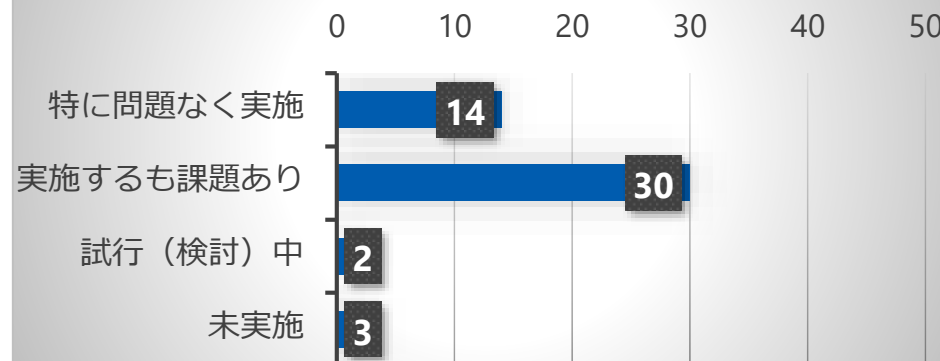
③支援センターの活動について住民に周知

(n=49)



④支援センターの活動について関係機関等に周知

(n=49)



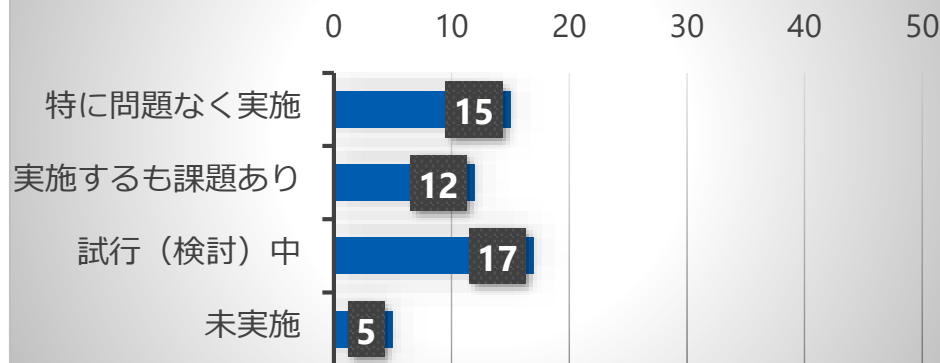
医療的ケア児支援センターに関する調査結果 ②専門的な相談対応等

～令和4年8月末時点で開設している医療的ケア児支援センター49か所（34道府県）の速報値～

- 医療的ケア児等に対する支援者、保護者等の当事者からの相談に対応する支援センターが多数を占めている。
- 複数の関係機関等との調整を要するような相談について、関係機関の選定・調整を実施している支援センターが約8割である。

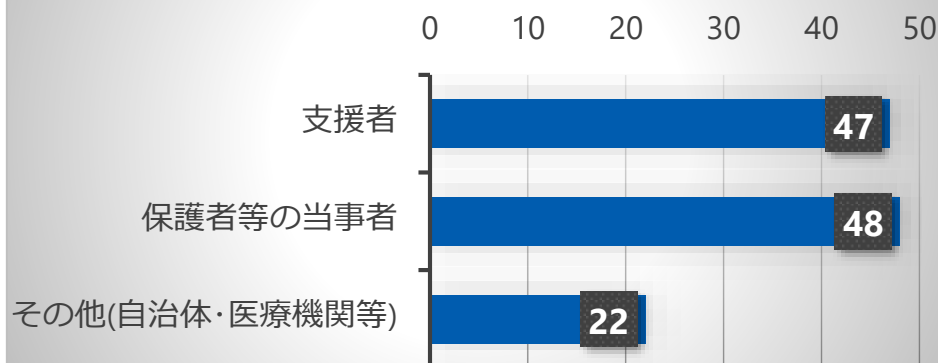
①関係機関等との定期的な会議等の場の設置

(n=49)



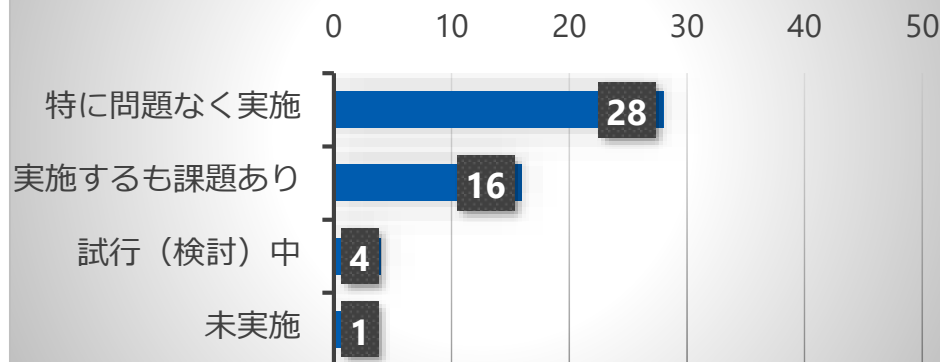
②どなたからの相談に対応しているか

複数回答 (n=49)



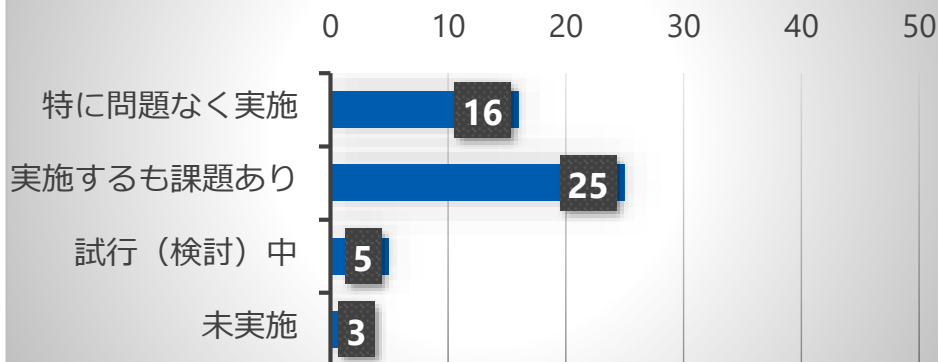
③相談対応を記録しているか

(n=49)



④調整を要する相談の関係機関の選定・調整

(n=49)



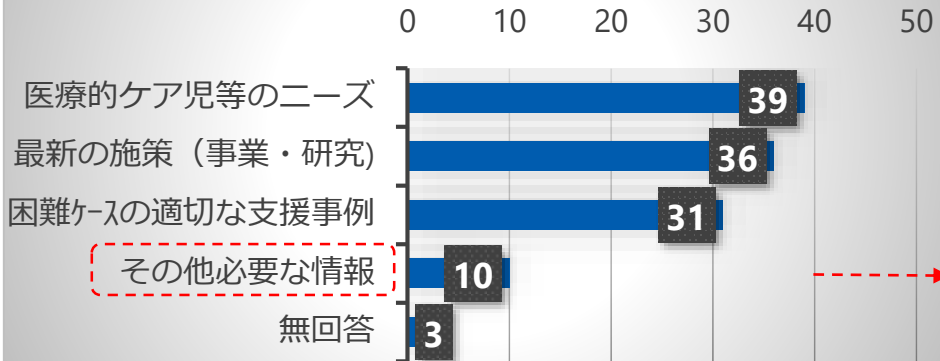
医療的ケア児支援センターに関する調査結果 ③ 支援の情報把握・共有等

～令和4年8月末時点で開設している医療的ケア児支援センター49か所（34道府県）の速報値～

○医療的ケア児等への支援の推進に向けて、管内の医療的ケア児等からのニーズ、最新の施策（各制度の補助事業や医療的ケア児等の支援に係る調査研究等）、調整が困難なケースについて適切な支援に繋げた好事例等を把握し、市町村や関係機関等と共有している医療的ケア児支援センターが多い。

① 支援のために把握している各種情報

複数回答 (n=49)

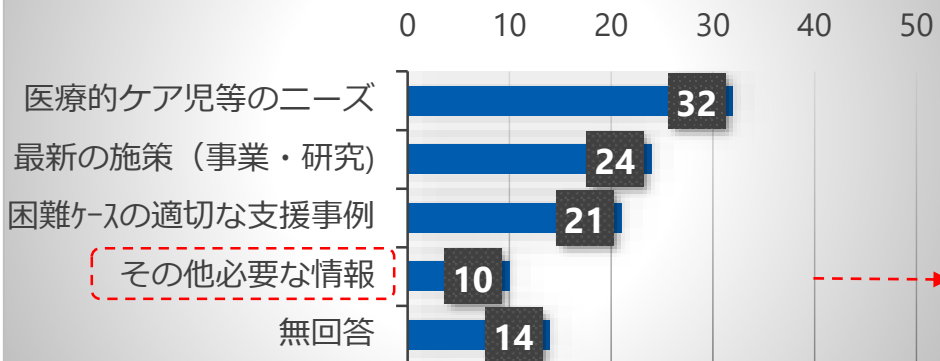


支援のために把握しているその他必要な情報について

- ・福祉サービス・訪問看護ステーション・医療的ケア児を受け入れるこども園等を一覧リストで把握
- ・保育所受け入れガイドラインの全国状況等
- ・各種研修、学会、小児在宅ワーキンググループからの情報
- ・他自治体の独自施策や取組、諸外国の取組
- ・医療的ケア児等家族会やその他の支援団体の情報

② 市町村や関係機関等と共有している各種情報

複数回答 (n=49)



市町村や関係機関等と共有しているその他必要な情報について

- ・福祉サービス・訪問看護ステーション・医療的ケア児を受け入れるこども園等を一覧リストで把握し共有
- ・保育所での受け入れ・待機・お断り状況のアンケート実施
- ・制度活用や支援に必要な書式、マニュアル、ガイドライン等
- ・各種研修、学会、各関係機関別の協議会、家族会情報
- ・社会資源・防災に関する情報

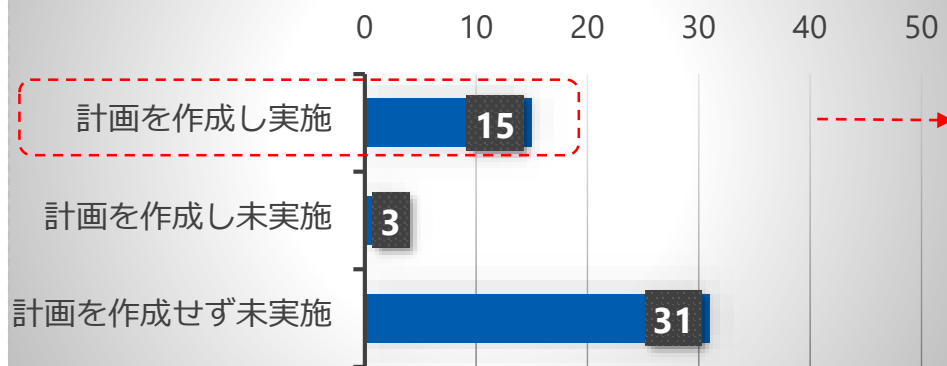
医療的ケア児支援センターに関する調査結果 ④関係者等に対する研修等

～令和4年8月末時点で開設している医療的ケア児支援センター49か所（34道府県）の速報値～

○医療的ケア児支援センターの職員に対する研修について、医療的ケア児支援センターの約3割が実施している。

○関係機関等に対する研修について、医療的ケア児支援センターの約4割が実施している。

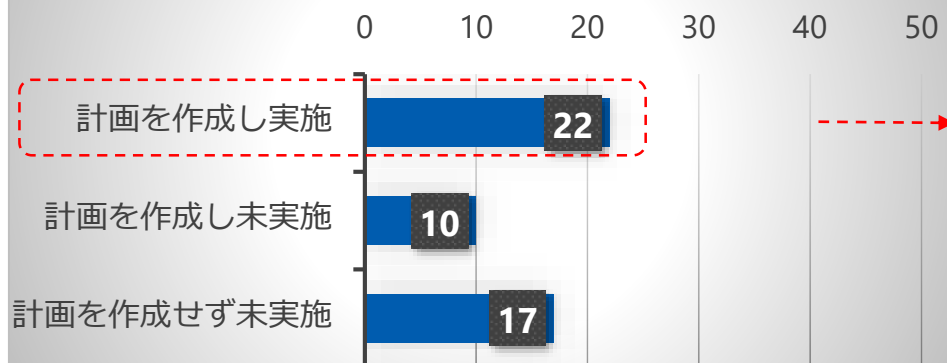
①支援センター職員に対する研修の計画作成と実施 (n=49)



支援センター職員に対する研修について（主なものを抜粋）

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修（年1～3回）
- ・医療的ケア児等支援者養成研修（年1回程度）
- ・喀痰吸引等(教員・指導看護師)研修（年1回程度）
- ・在宅医療に関する外部機関研修・学会発表（年に数回）
- ・訪問看護に同行し、通所事業所、放課後クラブ等で医療的ケア児に対する実際の支援体験（週1回・5ヶ月間）
- ・担当ケースカンファレンス・事例検討（週1～2回）

②関係機関等に対する研修の計画作成と実施 (n=49)



関係機関等に対する研修について（主なものを抜粋）

- ・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修（年1回）
- ・医療的ケア児・者の地域ネットワークにおけるスーパーバイズ研修・グループワーク・地域支援勉強会・出前講座（年1回）
- ・緊急時の気管カニューレ抜去時の対応・防災について（年1回）
- ・重心児・医療的ケア児の在宅支援や療育について（年1～5回）
- ・職種毎の実技講習会・移行期支援研修（年5～10回）
- ・医療的ケアスキルアップWeb研修（年20回程度オンデマンド）

医療的ケア児支援センターに関する調査結果 ⑤管内全体の支援状況等

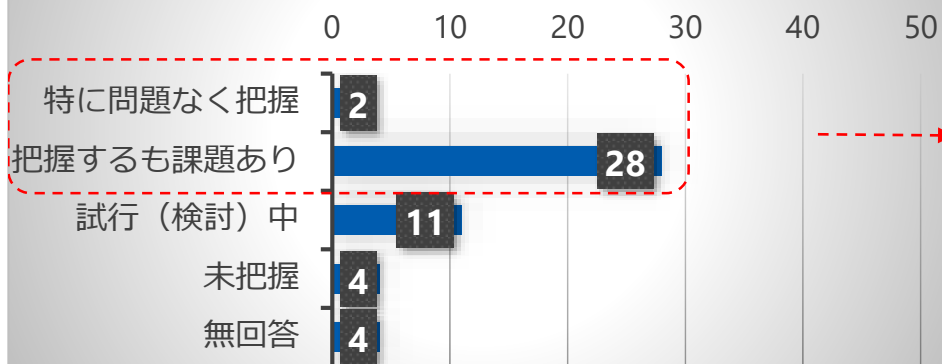
～令和4年8月末時点で開設している医療的ケア児支援センター49か所（34道府県）の速報値～

○管内全体の医療的ケア児支援の状況について、約6割の医療的ケア児支援センターが把握し、その具体的な内容は医療的ケア児の数、行われている施策の内容、市町村で生じている課題や支援体制等の順に多い。

○管内全体の医療的ケア児支援の状況について、関係機関等と共有または共有予定の支援センターが約9割である。

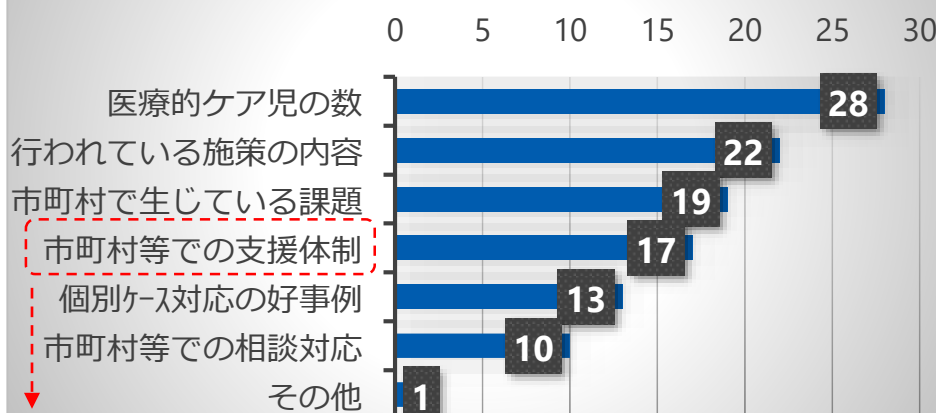
①管内全体の医療的ケア児支援の状況把握

(n=49)



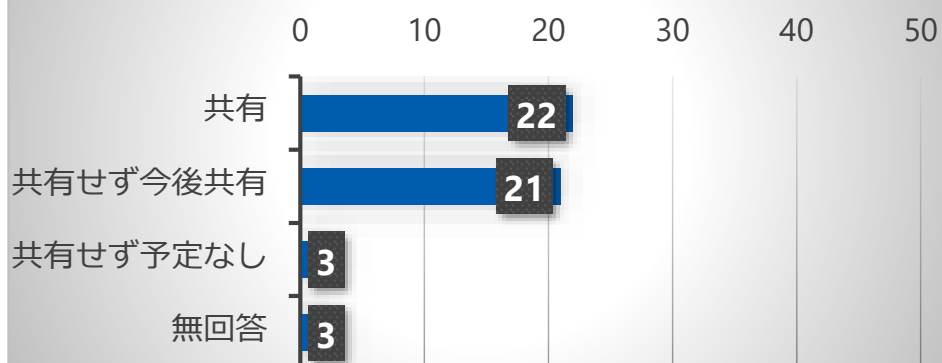
②把握している①の具体的な内容

複数回答 (n=30)



③管内の支援状況①について関係機関等との共有

(n=49)



センターが把握している市町村等での支援体制について

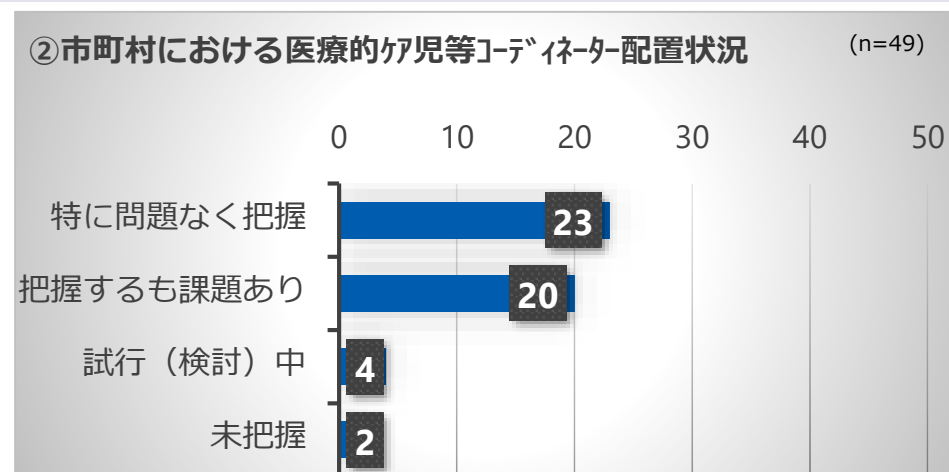
- ・各市町村における協議の場の設置状況
- ・医療的ケア児等コーディネーターの配置状況
- ・相談窓口、関係機関との連携や情報集約体制・災害時の対応等
- ・通所支援事業所や就園・就学に関する支援体制（看護師配置）
- ・当事者の把握、医療的ケア児等支援事業に係る各施策

医療的ケア児支援センターに関する調査結果 ⑥管内全体の支援状況等

～令和4年8月末時点で開設している医療的ケア児支援センター49か所（34道府県）の速報値～

○管内全体の医療的ケア児支援の状況について、約3割のセンターが好事例の横展開や課題をふまえ検討している。

○市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置状況について、約9割のセンターが把握している。



好事例の横展開や課題をふまえた対策の検討について（主なものを抜粋）

- ・ 県の事業説明会、地域別研修会等において、各市町村の好事例報告、課題に対する取組等を情報共有している。
- ・ 好事例について、各種研修会や定期開催のオンライン勉強会で関係者と共有している。
- ・ 医療、福祉、看護、教育等の関係者が集まる会議を開催して、現状や課題の把握と今後の方向性等について検討している。
- ・ 各圏域において4課（障害福祉課・教育委員会・保育課・母子保健課）協議を行っている。
- ・ 県内の圏域医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催し、アウトリーチによる好事例の提供等を実施。
- ・ ネットワーク会議において、保育課や学校教育課の対策（看護師の派遣）について情報共有している。
- ・ 教育の場での代替看護師の確保や呼吸器使用児の保育園入園の支援等の関係機関の繋ぎや課題解決に向けた支援を行った。

医療的ケア児支援センターに関する調査結果 ⑦個別ケースの連絡調整等

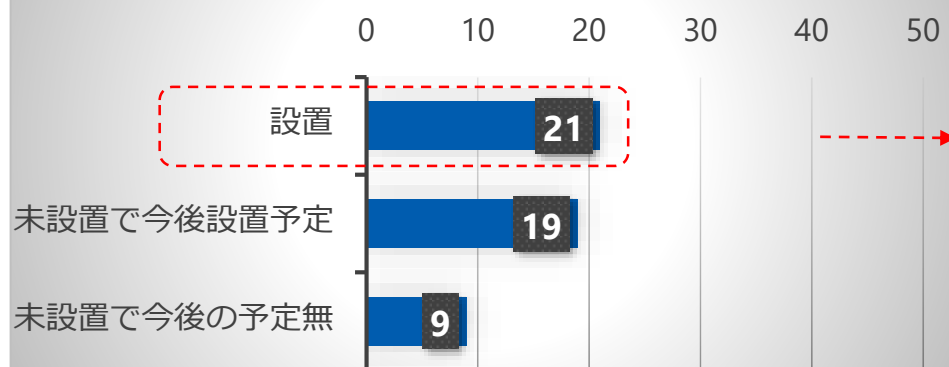
～令和4年8月末時点で開設している医療的ケア児支援センター49か所（34道府県）の速報値～

○個別ケースについて、複数の関係機関と調整する会議の場等の設置や今後設置予定の支援センターは約8割である。

○個別ケースについて、地域のコーディネーターからの要請に応じて支援している支援センターは約5割である。

①複数の関係機関と調整するための会議の場

(n=49)

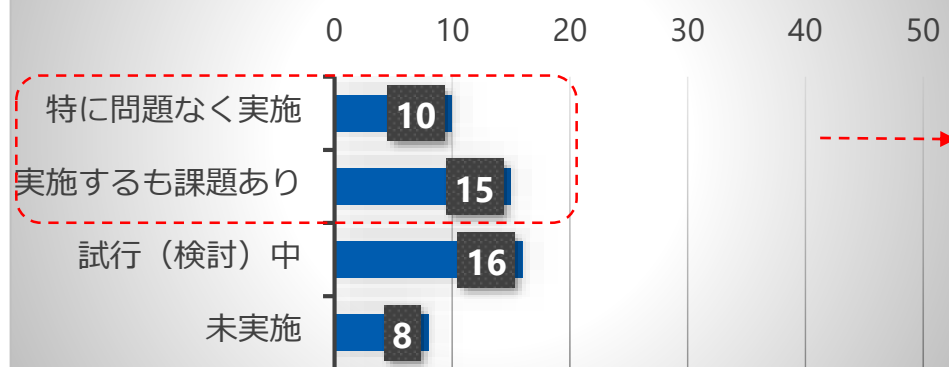


複数の関係機関と調整する会議について（主なものを抜粋）

- ・ 個別ケースごとに、必要に応じて各機関が参集する。
- ・ 既存の退院支援会議を活用し、児が退院する前に参加。
- ・ 既存の自立支援協議会を活用し、年に2回参加。
- ・ 既存の小児在宅医療協議会を活用し、年に2.3回参加。
- ・ 保健福祉事務所主催の圏域連携推進会議に年に3.4回参加。
- ・ 既存の育成協議会、事例検討会、地域部会等を活用。

②地域のコーディネーターからの要請に応じた支援

(n=49)



地域からの要請に応じた支援内容について（主なものを抜粋）

- ・ 制度や事業の情報提供、サービス調整や適切な機関の紹介。
- ・ 通所支援事業所・保育所入所、学校の支援体制や就学後の放課後サービス、県外からの転入等に対する助言。
- ・ 市町村からコーディネーター配置についての相談対応。
- ・ 相談支援専門員から困難事例や個別ケースの相談対応。
- ・ 支援者に対する研修・実技講習会・交流会等の実施。

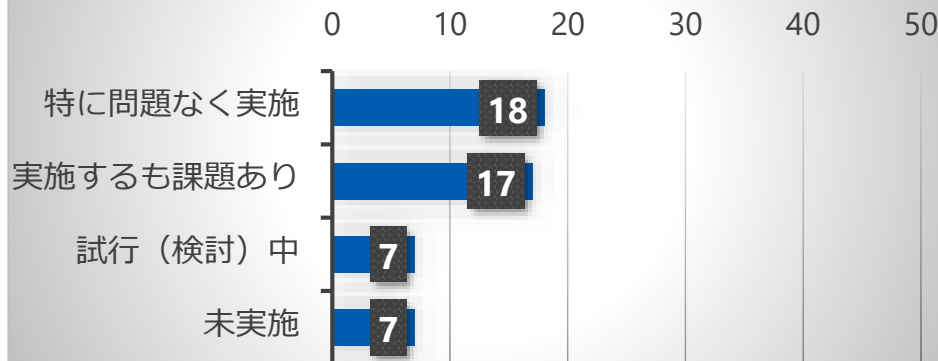
医療的ケア児支援センターに関する調査結果 ⑧ 個別ケースの連絡調整等

～令和4年8月末時点で開設している医療的ケア児支援センター49か所（34道府県）の速報値～

- 個別ケースの助言が困難な内容について、他機関へつなぐ等の対応を行う支援センターは約7割である。
- 個別ケースについて、市町村等の協議の場に参加又は今後の参加を予定する支援センターは約9割である。
- 個別ケースについて、市町村や関係機関等との円滑な連絡・調整に取り組む支援センターは約5割である。

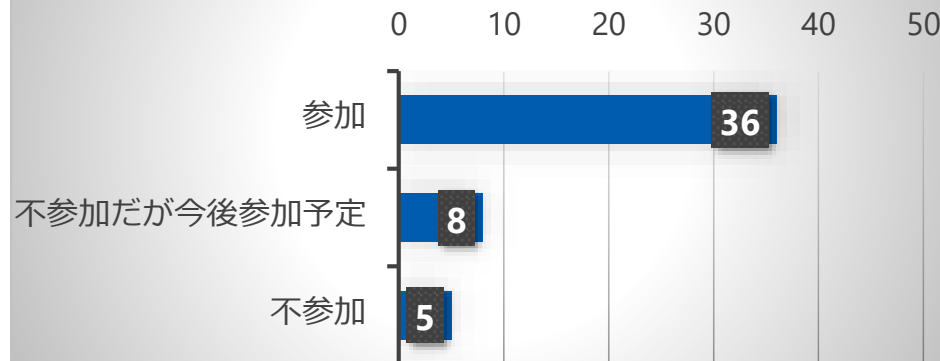
① 困難な内容を他機関へつなぐ等の対応

(n=49)



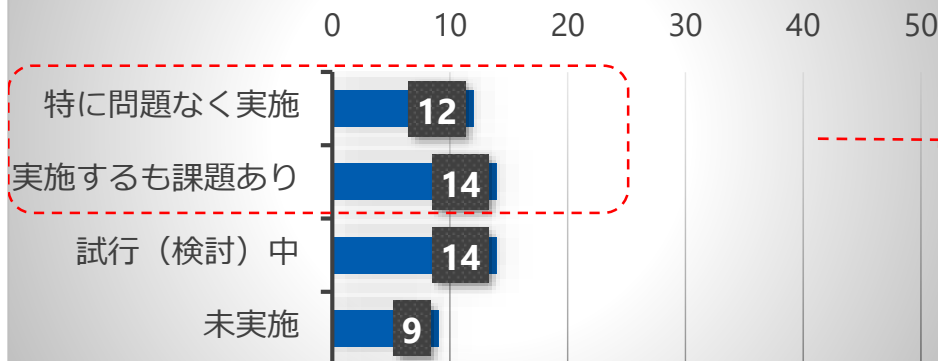
② 市町村等の協議の場に参加

(n=49)



③ 市町村等との円滑な連絡・調整のための取組

(n=49)



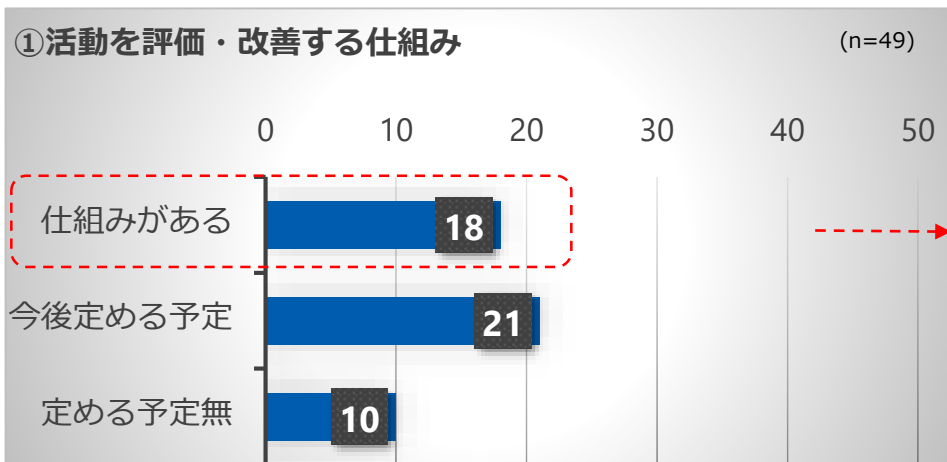
円滑な連絡・調整のための取組について（主なものを抜粋）

- ・ 自立支援協議会での説明や研修実施等の連携。
- ・ 市町村行政への説明会の実施、担当市町会議への参加。
- ・ 市町村や教育委員会と連携し、コーディネーターや基幹相談支援センターとの実技講習会や交流会を実施。
- ・ 医療機関の退院支援会議、市町村の個別支援会議や教育委員会等からの要請に基づき個別支援や研修会開催等を協働

医療的ケア児支援センターに関する調査結果 ⑨組織・運営体制

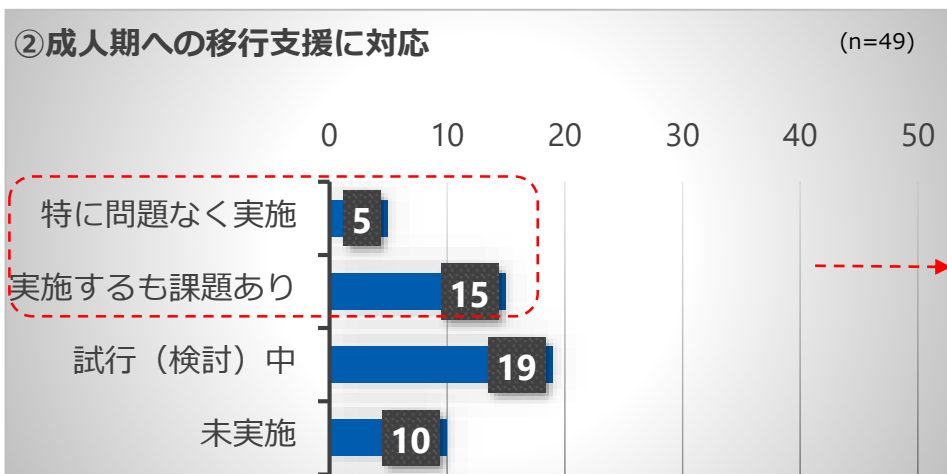
～令和4年8月末時点で開設している医療的ケア児支援センター49か所（34道府県）の速報値～

- 活動を評価・改善する仕組みがある又は今後定める予定がある医療的ケア児支援センターは約8割である。
- 成人期への移行支援について、対応している医療的ケア児支援センターは約4割である。



活動を評価・改善する仕組みについて（主なものを抜粋）

- ・相談者に対し相談終結時アンケートを実施し、結果を分析。
- ・医療・福祉・教育等の関係者会議で課題把握・方向性の検討。
- ・自立支援協議会等で取組に対する意見を聴取し、支援現場の課題を共有し、対応の検討。
- ・運営会議で活動報告とアンケート結果から改善策を検討。
- ・県へ事業報告（実績報告書等）を行い、改善を検討



成人期への移行支援について（主なものを抜粋）

- ・特別支援学校の移行支援会議に参加し、保護者の相談対応。
- ・小児科医・成人在宅医・後方支援病院等との連携構築を目的とした検討会の実施。
- ・医療・福祉・看護・教育等の関係者会議で、現状や課題の把握と今後の方向性を検討。成人移行の研修会を開催。
- ・移行期生活支援に関する相談対応・就労支援。

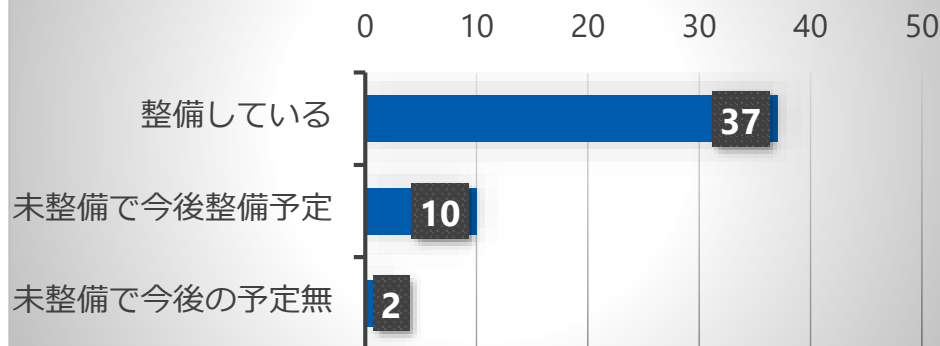
医療的ケア児支援センターに関する調査結果 ⑩ 情報管理

～令和4年8月末時点で開設している医療的ケア児支援センター49か所（34道府県）の速報値～

- 都道府県の個人情報保護に関する取扱い規定に従い、マニュアルを整備又は整備予定のセンターは約9割である。
- 個人情報を漏洩した場合の対応等、個人情報保護のための対応を周知又は周知予定のセンターは約9割である。
- 個人情報の保護に関する責任者（常勤）を配置又は配置予定のセンターは約9割である。
- 個人情報の持ち出し・開示時は、管理簿の記載と確認しているセンターは約7割である。

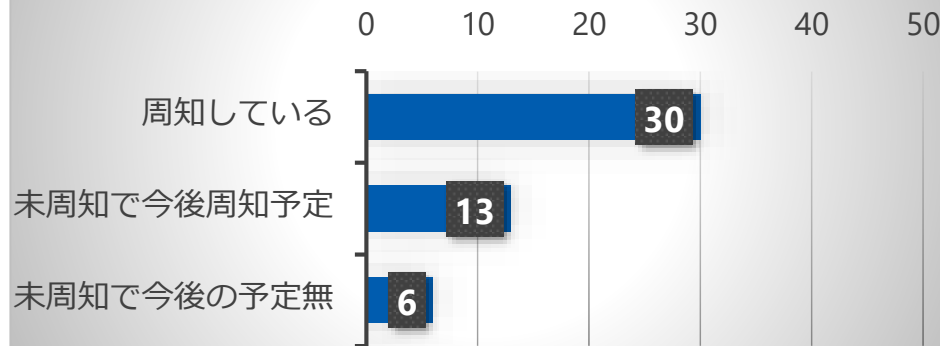
① 個人情報保護マニュアルの整備

(n=49)



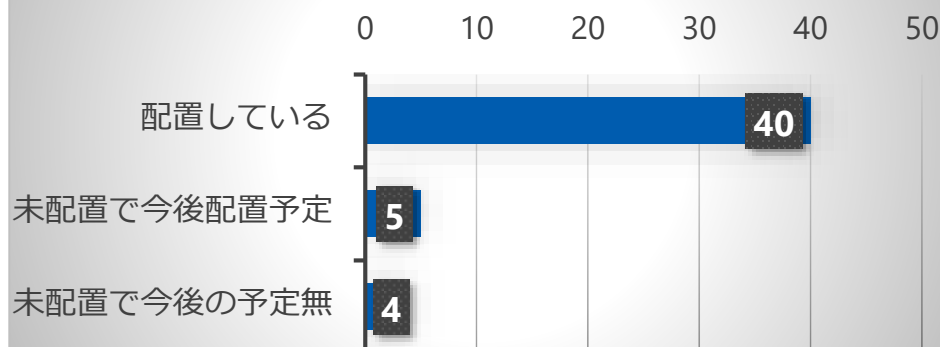
② 個人情報保護のための対応を周知

(n=49)



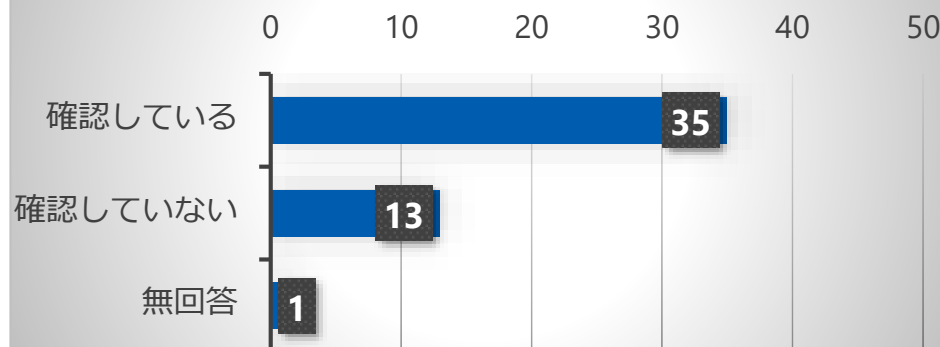
③ 個人情報保護の責任者の配置

(n=49)



④ 個人情報の持出・開示時に管理簿の記載と確認

(n=49)



テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

福祉・介護

医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

- 1 [医療的ケア児について](#)
- 2 [医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律](#)
- 3 [医療的ケア児等への支援に関する施策・予算等について](#)
- 4 [医療的ケア児等コーディネーター等育成研修](#)
- 5 [医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議](#)
- 6 [医療的ケア児等の支援に係る調査研究等](#)
- 7 [医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について](#)
- 8 [医療的ケア児の障害福祉サービスの利用について](#)

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたち（医療的ケア児）やその家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の多職種連携が必要不可欠です。

しかし、地方自治体の担当窓口が異なっていることもあり、制度を網羅的に把握することが困難であるため、厚生労働省のHPに「医療的ケア児等とその家族に対する支援制度」のページを設けました。なるべく多くの方に医療的ケア児に関する制度を届けられるよう、情報発信を行っていきます。

~~~~~（ 中略 ）~~~~~

(7) [障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制の構築に関する調査研究（令和2年度）](#)

(8) 医療的ケア児の実態把握のあり方及び医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置等に関する調査研究（令和3年度）

- ・ [要旨](#) [PDF形式: 307KB]
- ・ [報告書](#) [PDF形式: 4,413KB]
- ・ [事例集](#) [PDF形式: 27,632KB]

こちらをクリック！

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

福祉・介護

障害者福祉

生活保護・福祉一般

介護・高齢者福祉

雇用・労働

年金

他分野の取り組み

# 医療的ケア児等総合支援事業について

令和5年度概算要求額 <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）> 276億円の内数（202億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

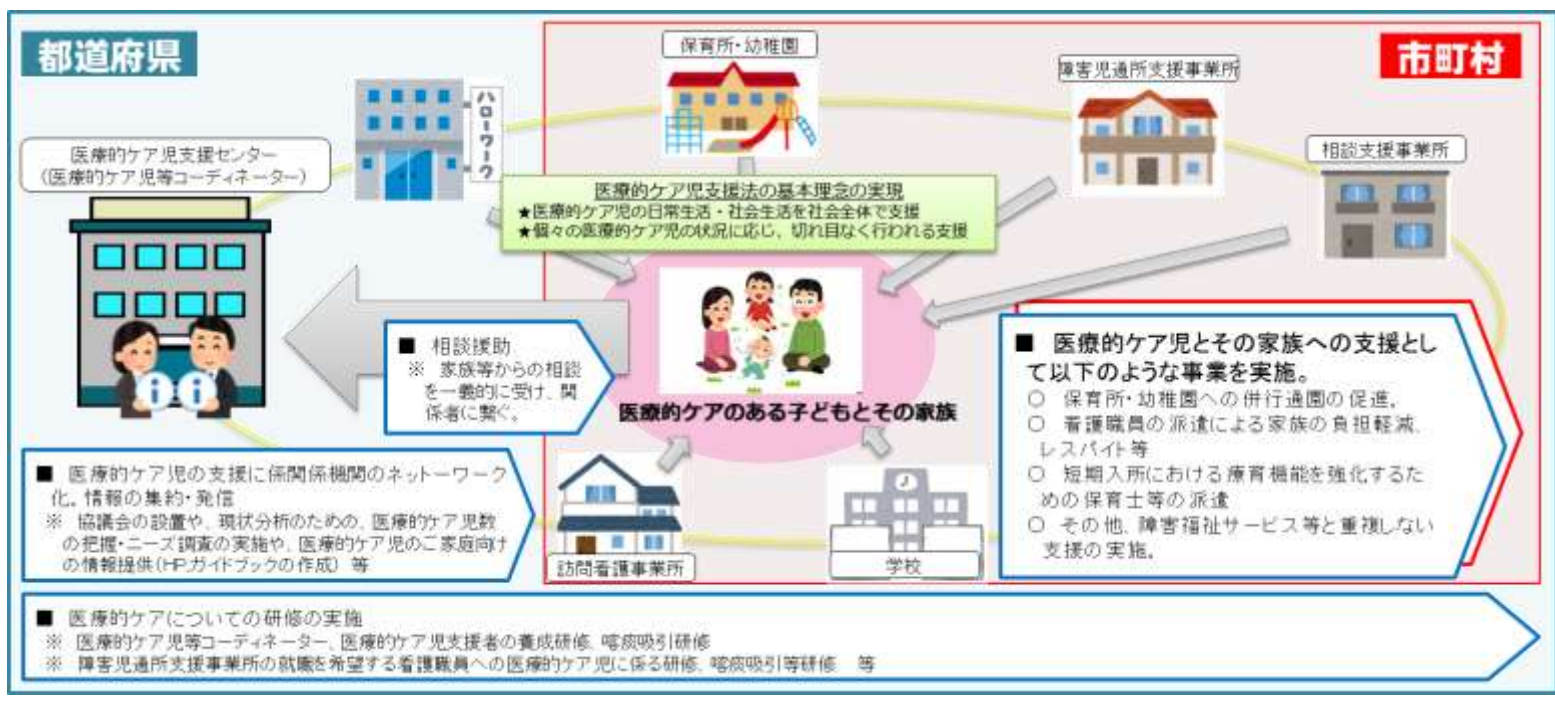
医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

## 2 事業の概要

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。

令和5年度要求においては、医療的ケア児等コーディネーターの人数を、各都道府県において医療的ケア児の人数に応じて配置できるよう、93人から124人に拡充する。

## 3 事業のスキーム



## 4 実施主体等

◆ 実施主体  
：都道府県・市町村

◆ 補助率  
：「医療的ケア児コーディネーターの配置等」については、国1/2、都道府県1/2

上記以外は、国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2